

## 観光振興事業

(観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業(観光案内所))

災害時におけるJNTO認定観光案内所の業務継続能力の強化を図るため、非常用電源装置等の設備に要する経費の一部について支援。

1. 補助対象事業者 日本政府観光局が、**カテゴリーI以上の認定をしている又は認定する見込みがある案内所を設置運営する**地方公共団体、民間事業者、日本版DMO等
2. 補助率 国 : 1 / 2
3. 補助対象経費 **非常用電源装置※及び携帯電話充電機器等の整備に要する経費**

### 非常用電源装置



蓄電池システム

発電機

### 情報端末への電源供給機器等



情報端末充電機器  
※複数台の充電が可能なもの

コードリール等

※ただし、非常用発電機の燃料等については、ランニングコストに該当するため、補助対象外となります。